

建指第 1540 号  
令和 7 年 1 月 28 日

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部長 殿

茨城県土木部長  
(公印省略)

都市計画法第 34 条第 7 号許可基準について (通知)

このことについて、別添のとおり策定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしたので貴会会員に周知願います。

※添付資料：改正概要、改正基準

担当：茨城県土木部都市局建築指導課  
宅地グループ  
電話 029-301-4732